

**市町村合併協議会設置協議について
選挙人の投票に付する旨の請求に必要な
選挙権を有する者の数について**

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、令和 8 年 9 月 1 日現在、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

日向市選挙管理委員会

委員長 黒木 一彦

選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 7, 9 0 3 人